

令和8年度佐賀県マイクラフトを活用したeスポーツ推進及びデジタル人材育成イベント開催業務仕様書

1 業務名 令和8年度佐賀県マイクラフトを活用したeスポーツ推進及びデジタル人材育成イベント開催業務

2 目的

Minecraft Education Editionを活用したワークショップ及び競技性を活かしたeスポーツイベントを通じて小中学生のデジタル人材育成を図り、佐賀県におけるeスポーツ文化の醸成を推進する。また県主催イベント「佐賀さいこうフェス」内で開催予定の「第8回マイクラカップ佐賀地区大会」やeスポーツイベントと連携し、県内におけるeスポーツ推進機運の創出を目的とする。

3 委託業務内容

(1) 業務委託期間

契約締結後～令和9年2月

(2) マイクラフトを活用したワークショップの企画・運営

Minecraft Education Editionを活用し、小中学生向けのワークショップを実施すること。単なるゲーム体験ではなく、探究学習及びデジタル人材育成の観点を取り入れ、参加者自らが調査・制作・発表する一連の学習体験となるように企画すること。

ア 開催時期：契約締結後～令和9年2月

「マイクラ Jr. SAGA カップ」前に最低1回は開催するものとし、「マイクラ Jr. SAGA カップ」の参加につながる導線設計を行うこと。

イ 開催場所案：佐賀県庁「SAGACHIKA」、県民ホール等

上記ワークショップの開催会場は想定であり上記以外の会場でもよいものとする。ただし選定の際は県と事前に協議すること。また、各会場における通信環境については、受託者において確認するとともに、必要に応じた対策を講じること。

ウ 参加対象：小学生及び中学生

エ 目標指標：延べ120人

目標指標を達成できるように開催数を設定すること。

(3) マイクラ Jr. SAGA カップ (独自大会) の開催

eスポーツとしての競技性・観戦性を備えたマイクラフトの独自大会を開催すること。また県主催イベント「佐賀さいこうフェス」内で同日開催予定の「第8回マイクラカップ佐賀地区大会※1」やeスポーツイベント※2と連携し、来場者が双方を回遊できる会場導線及び演出を企画すること。

ア 開催時期：令和8年10月17日(土)または18日(日)

開催が18日(日)に設定できない場合は17日(土)に開催し、「第8回マイクラカップ佐賀地区大会」との連携や導線を保つこと。

イ 開催場所：佐賀県庁「SAGACHIKA」

エ 参加対象：小学生及び中学生

オ 参加規模：5チーム程度(1チーム4名程度)

※1 「第8回マイクラカップ佐賀地区大会」

・10月18日(日)佐賀県庁「SAGACHIKA」で開催予定

・佐賀ブロックの予選通過作品の発表と審査が行われ、上位数作品が全国大会に出場

・タイムスケジュール(予定)

設営、リハーサル 1時間程度

開会、小学生編成部～中高生編成部発表 1時間30分程度

審査、表彰、閉会 2時間程度

※2 「eスポーツイベント」

・10月17日(土)18日(日)10時から17時

佐賀県庁1階県民ホールで開催予定

・子どもから大人まで気軽に楽しめる体験型イベントで、人気ゲームの体験やミニ大会、交流を通じてeスポーツの魅力を学び、世代を超えて楽しめる場を提供

(4) 留意事項

・参加費用は無料とすること

・運営に当たり、PCなどの機材や通信環境対応などのトラブルについても適切に対応できる体制を整えること。

・本事業は、小学生及び中学生を対象にしていることから、適切な声掛けや様々な感情に共感できる等、ワークショップの指導者として適した人物を選定すること。

・ワークショップはeスポーツ未経験者でも気軽に参加できる設計にすること。ただし単なる体験型イベントに留まらず、インプット(調査)、ビルディング(制作)、

アウトプット（発表）などとグループ形式で探究的な学びのプロセスを含むものであることを具体的に示すこと。

- ・ワークショップはマイクラ Jr. SAGA カップの予選ではないものの、マイクラ Jr. SAGA カップへの興味喚起や参加意欲につながる導線設計にすること。
- ・受託者は SNS、動画等を活用するなど効果的な広報計画を示すこと。
- ・受託者は、本業務により取得した個人情報について、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、適切に管理すること。
- ・業務実施にあたり使用する画像、映像、音楽、ゲーム素材その他著作物については、権利処理を適切に行うこと。また、配信等を実施する場合は、Minecraft Education Edition 及び関連サービスの利用規約等を遵守すること。
- ・イベントの様子について写真撮影、動画撮影、配信等を実施する場合は、参加者及び保護者へ事前に周知し、必要な同意を取得すること。
- ・本業務で撮影や制作した写真、動画、成果物等については、県が広報、普及啓発、次年度事業等で活用できるよう整理し納品すること。
- ・イベントに係る実施内容、スケジュール、マニュアルなどを作成し、事前に県に提出すること。
- ・受託者は業務実施にあたり、県と十分な協議及び情報共有を行いながら進めること。また「第8回マイクラフトカップ佐賀地区大会」及び県主催「佐賀さいこうフェス」内 e スポーツイベントとの連携についても県及び関係者と適宜調整を行うこと。
- ・次に掲げるものは県が貸与するものである。これ以外に係る Minecraft Education Edition のインストール、設定の費用については受託者が負担すること。

ゲーミングノート PC 20 台（予定）

（Minecraft Education Edition を利用するのに問題のないスペックのもの。）

ゲーミングマウス 20 ケ（予定）

マウスパッド 20 ケ（予定）

4 効果測定

3 委託業務内容（2）（3）の事業ごとに参加者数や参加者満足度等を把握するため、参加者へのアンケート調査や聞き取りを行うこと。

5 委託料の上限額

3,200 千円（消費税及び地方消費税額を含む）

6 成果物の納品

実施完了後、委託契約期間内に業務完了報告書及び業務で使用した資料を紙媒体及び電子媒体で納品すること。

7 秘密保持

本業務において受託者は、業務上知り得た内容について、これを第三者に洩らしてはならない。また、本業務を履行する上で取得又は保有する個人情報の漏洩等のセキュリティ対策として、受託業務に適用される佐賀県情報セキュリティ基本方針及びその他関係法令に規定される全ての義務及びこの契約に規定する事項を遵守しなければならない。なお、受託者において、秘密保持契約が必要である場合は県と協議すること。

8 再委託の禁止

- (1) 受託者は、受託業務の全部を自ら実施することとし、その全部を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、県に対し再委託の相手（以下「再委託先」という。）を明らかにした上で、再委託先の業務の範囲、再委託を行うことの合理性や必要性等を書面により説明し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 県の承諾を得て受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合、受託者は、機密保持、知的財産権等に関して仕様書に定める受託者の責務について、再委託先も受託者と同様に負わせるための措置を実施することとし、実施する措置については、事前に県の承認を得なければならない。
- (3) 第三者に再委託等を行う場合、その最終的な責任は受託者が負わなければならない。

9 その他

- (1) 受託者は、本委託業務を実施する際は、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務は、県による完了検査に合格したことをもって完了とし、本業務に係る委託料は完了払にて支払うものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、県と受託者双方による協議の上で定めるものとする。
- (4) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上、必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めること。